

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 高品質化を目指した技術の導入 2 省力化を目指した技術の導入 3 低コスト化を目指した技術の導入	1 工事費（工事請負費、原材料費） 2 設備費（備品購入費） 3 事務費（需用費（消耗品費、燃料費等）、役務費、使用料及び賃借料） ただし、当該補助対象事業により導入した設備等の稼働や維持管理に係る経費については、補助対象外とする。	補助対象経費の1／2以内 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	1 事業費の3割以内を増減させる変更 2 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更